

○午後 1 時03分開議

○議長（渡辺ゆういち君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議席の変更について

○議長（渡辺ゆういち君） 初めに、議席の変更を行います。

会議規則第 4 条第 3 項の規定により、お手元に配付の議席表のとおり、議席の一部を変更いたします。

○会議録署名人選定について

○議長（渡辺ゆういち君） 次に、会議録署名議員をご指名申し上げます。

せ お 麻 里 君

高 橋 しんじ 君

ご了承願います。

この際、ご報告いたします。

本日の会議につきましては、傍聴人より録音、録画、写真撮影の申請が議長に提出されましたので、品川区議会傍聴規則第 8 条の規定により、これを許可いたしました。

○日 程

○議長（渡辺ゆういち君） これより日程に入ります。

本日の日程はお手元に配付の議事日程のとおりであります。

日程第 1 から日程第 4 までの 4 件を一括議題に供します。

日程第 1

第77号議案 品川区組織条例の一部を改正する条例

日程第 2

第85号議案 浜川小学校校舎・幼稚園園舎改築その他工事請負契約の変更について

日程第 3

第92号議案 児童用机他の買入れについて

日程第 4

第93号議案 スチームコンベクションオープン他の買入れについて

○議長（渡辺ゆういち君） 総務委員長から報告願います。

[せりざわ裕次郎君登壇]

○総務委員長（せりざわ裕次郎君） ただいま議題に供されました第77号議案、第85号議案、第92号議案および第93号議案の 4 議案について、総務委員会における審査の経過および結果をご報告申し上げます。

これら 4 議案は、11月24日の本会議において当委員会に審査を付託され、11月27日の委員会で審査し、同日、採決を行いました。

まず、第77号議案、品川区組織条例の一部を改正する条例についてご報告申し上げます。

本案は、コロナ禍で生じた新たな課題ならびに人々の暮らしおよび価値観の多様化に対応するとともに、区民の幸福（しあわせ）、すなわちウェルビーイングの実現に向けた新たな施策を積極的に展開していくため、組織を再編するものであります。

改正の内容といたしましては、第 1 に、区民の幸福（しあわせ）につながる施策を迅速かつ強力に推

進するため、これまでの官房系組織である「企画部」および「総務部」を「企画経営部」および「区長室」に再編するものであります。

第2に、品川区の観光施策をさらに推進するため、これまでの「文化スポーツ振興部」の名称を「文化観光スポーツ振興部」に変更するものであります。

第3に、令和6年10月に児童相談所が開設されることに伴い、「子ども未来部」の分掌事務に「児童相談所に関すること」を追加するものであります。

第4に、新型コロナウイルス感染症に係る対応を踏まえ、地域医療連携体制をさらに強化するため、「健康推進部」の分掌事務に「地域医療連携に関すること」を追加するものであります。

第5に、地域交通施策のさらなる強化等を図るため、「防災まちづくり部」の分掌事務に「地域交通に関すること」を追加するものであります。

本条例は、令和6年4月1日から施行し、児童相談所に関する分掌事務の追加に係る改正規定は同年10月1日から施行するものであります。

理事者の説明の後に質疑を行い、委員より、1、今回の組織改正の目的について、2、新たに区長室を設置する意義および設置に伴う区長の権限の変化についてなどの質疑があり、理事者より、1の今回の組織改正の目的については、行政課題への対応・体制強化・区民への分かりやすさを3本柱として検討しており、多様化している行政課題に適切に対応していくため組織を再編する。2の新たに区長室を設置する意義および設置に伴う区長の権限の変化については、現在、区長の下、庁内の内部管理や統制を担っている総務部をベースに、情報発信やコンプライアンスに対応する組織を加え、これまで以上に区長の意向を踏まえ、機動的に動くことができる組織としている。また、区長の権限については、従来より区長部局全体であり、今回の組織改正に伴う変化はないなどの答弁がありました。

質疑終了後、採決を行い、第77号議案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第85号議案、浜川小学校校舎・幼稚園園舎改築その他工事請負契約の変更についてご報告申し上げます。

本案は、令和2年第2回定例会で本契約の議決を頂き、令和5年第1回定例会で契約変更の報告をいたしました浜川小学校校舎・幼稚園園舎改築その他工事請負契約において、賃金水準および物価水準に変動が生じたことから、工事請負契約書契約条項第25条第6項の、いわゆるインフレスライド条項に基づく契約金額の変更を提案するものであります。

変更の内容といたしましては、契約金額を61億149万1,000円から61億3,088万3,000円に改めるものであります。

理事者の説明の後に質疑を行い、委員より、使用資材単価の変動の情報収集についての質疑があり、理事者より、区の使用資材の単価は、原則として東京都から提供される単価表を使用しており、毎月行われる単価表の更新に併せて変動状況の把握に努めている。また、それ以外に使用する資材の市場単価等についても、刊行物を複数確認するなどして、時期ごとに適切な情報収集を行っているとの答弁がありました。

質疑終了後、採決を行い、第85号議案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、第92号議案、児童用机他の買入れについておよび第93号議案、スチームコンベクションオーブン他の買入れについての2議案については、関連する内容のため一括して審査したため、一括してご

報告申し上げます。

各議案の内容は、まず第92号議案は、浜川小学校新校舎竣工に伴い、当該学校において使用する児童用机、児童用椅子、キャビネット等の運営用製品の買入れを行うものであります。種類および数量は、学校運営用製品一式で、買入価格は9,966万円、契約の方法は制限付き一般競争入札で、契約の相手方は、品川区大井一丁目53番9号、株式会社マルエー、代表取締役、松本光徳で、支出科目は令和5年度一般会計、納期は令和6年3月28日であります。

次に、第93号議案は、浜川小学校新校舎竣工に伴い、当該学校において使用するスチームコンベクションオープン、給食冷却機、食器洗浄器等の給食業務用製品の買入れを行うものであります。種類および数量は学校給食業務用製品一式で、買入価格は7,695万8,640円、契約の方法は制限付き一般競争入札で、契約の相手方は、品川区西五反田四丁目17番8号、株式会社内海、代表取締役社長、矢野龍太郎で、支出科目は令和5年度一般会計、納期は令和6年3月28日であります。

理事者の説明の後に質疑を行い、委員より、小・中学校におけるスチームコンベクションオープンの設置状況について質疑があり、理事者より、今回設置するスチームコンベクションオープンは、学校給食法の規定に基づき定められている学校給食衛生管理基準に沿って設置している設備のため、ほかの小・中学校においても同様の設備が設置されているとの答弁がありました。

質疑終了後、それぞれ採決を行い、第92号議案および第93号議案は、いずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が総務委員会における審査の経過および結果であります。何とぞ本委員会の決定どおり可決ご決定いただきますようお願いを申し上げまして、委員長報告を終わります。

○議長（渡辺ゆういち君） 総務委員長の報告にご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺ゆういち君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

日程第1につきましては、1名の方から討論の通告があります。

ご発言願います。西本たか子君。

〔西本たか子君登壇〕

○西本たか子君 品川区議会議員、無所属、西本たか子、第77号議案、品川区組織条例の一部を改正する条例に反対の立場で討論いたします。

この条例案の説明資料によれば、このコロナ禍で生じた新たな課題や人々の暮らし、価値観の多様化に対応するとともに、区民の幸福（しあわせ）、すなわちウェルビーイングの実現に向けた新たな施策を積極的に展開していくため、組織を再編するとしています。組織改正の理由にウェルビーイングの実現とあります。区政にとってのウェルビーイングって何でしょう。世界保健機構（WHO）では、ウェルビーイングのことを個人や社会によい状態、健康と同じように日常生活の一要因であり、社会的、経済的、環境的な状況によって決定されると紹介しています。よい状態とありますが、何とも曖昧な定義ではないでしょうか。

今回の組織改正によって実現するウェルビーイングとは何でしょう。品川区政において、ウェルビーイングの区政とはどういうものなのか。将来のビジョンも示さず組織改正をしても意味はありません。本来、組織改正とは、ビジョン、目標があって、それを実現するための組織改正がなされるべきです。令和6年度の予算編成に反映したいのであれば、品川区の将来のビジョンを第2回定例会本会議、最低

でも第3回定例本会議で示し、議会での審議が必要ではなかったのではないのでしょうか。唐突な組織改正、議会説明も不十分であります。

この組織改正の条例には多くの疑問、危惧されることがあります。それを指摘し、反対の根拠を示します。平成20年（2008年）、前区長の下、区民と区との共同指針である品川区基本構想が策定されました。実現に向け、2009年（平成21年）に品川区長期基本計画が策定され、それによって総合実施計画が策定、実施されました。2018年、平成30年度をもって終了したことから、2020年から2029年、10年間の総合実施計画が策定され、現在はその期間中に入っています。この総合実施計画とは、基本構想と長期基本計画が示す基本方針や政策に沿って具体的な事務事業を年次計画により示すものです。事業の実施状況、財政状況、社会経済状況の変化を踏まえ適宜見直しを行うものです。この実施計画によって各年度予算編成、事業執行が行われるのが今までの行政の運営であります。

議会においても多くの議論を交わし積み上げてきました。実現するために幾度となく組織改正がなされてきました。社会情勢を踏まえ、区民の皆様の生活を支え、安心安全に過ごしていただく、品川区に長く住み続けていただくことを目標に掲げ、実現するための方法として組織改正も行われてきました。根拠のある組織改正であります。

新区長において、前区長の時代の基本構想をどうされるのか。前区長の継承と発展を公約に掲げておりますが、どこを継承し発展させるのか。まず基本構想を示すべきではないのでしょうか。その上で、長期基本計画、総合実施計画や個別計画を策定し、その上での組織改正ではないのでしょうか。区長の政策は突発的で全体像が見えません。ばらまきの要素が多く、今回の組織改正もあまりに唐突さを感じます。区職員も、根拠も展望もない中での業務に対し、生きがいを感じられるのでしょうか。

次に、組織改正の問題を指摘します。

まず、総務部をなくしたことです。過去において部署から部に改正がなされました。複雑化する社会情勢で様々な部署が連携を図らなければならなくなり、いわゆる縦割り行政から横串を刺す連携ということが必要になってきたことからの変更です。今回の組織改正は、担当課長を増やし、部で総合的に判断するというより、課長の責任が大きくなることを示します。担当外のことは関われないという過去の古い体質に戻ってしまったと感じます。そして、総務部は区全体を掌握する、区の窓口となる重要な役割を担っていました。それを理解しているのでしょうか。他の自治体においても総務部のない自治体はないのでしょうか。そして、最も危険なことは、区長室の配下に危機管理、新庁舎整備、広町事業、これから大規模な財政を動かす部署がある。人事課も配下になる。これは財政的にも人的にも巨大な権力を区長室が持つこととなります。この組織で果たしてチェック機能が果たせるだろうか。非常に危機感を感じます。

次に、区長室に戦略広報課が設置されます。広報広聴課は、区と区民のつなぎ役であり、区の情報発信と、区民の皆様からのご意見を聞く役割を担っています。それが、「広聴」という言葉を外し、「戦略広報」という名称にするのです。確かに広報は戦略です。どのように発信するか、どの意見を聴取するかによって区民へのメッセージは大きく変わります。したがって、非常に危険でもあります。この危険を感じる事象が先週ありましたので、ご紹介します。

11月27日の建設委員会で、夏に実施した区民アンケートに関する陳情書の審議がありました。広報広聴課長は、アンケートの結果分析はまだまとまっていないとし、アンケート結果の報告はなされませんでした。11月30日にアンケート結果公表はいつ頃になるか広報広聴課に問合せをしたところ、分析結果はまだできていない、公表する前に少なくとも総務委員会へ報告した上で公表するという返答でありま

した。にもかかわらず、次の日の12月1日、区長は国交省に羽田新ルートに関するアンケート結果を報告したことが報道されました。議会への報告もありません。既にホームページでも報告がなされています。区長の奇襲的な国への報告には驚きとともに憤りを感じています。約1億円もの税金を投入した区民アンケートであります。その結果を区民の代表である区議会に報告すべきで、そこで分析結果を踏まえ、審議を経て、区民への公表、区長の見解の確認後、区長は国に報告すべきではないでしょうか。これも戦略的な広報というのでしょうか。議会、区民蔑視の言動を助長すると思われる戦略広報課には疑問を抱きます。

さらに、この組織改正の内容には疑問が多くあります。区議会議員の皆さん、組織というのは区政運営を速やかに遂行するために大変重要であります。今回の組織改正の意図するところは何か深くお考えになり、ご判断を頂きますようお願いいたします。

組織改正については、手順をしっかり踏まえ、再考することを要求し、反対討論を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○議長（渡辺ゆういち君） 以上で討論を終わります。

これより採決に入ります。

初めに、日程第2から日程第4までの3件を一括して採決いたします。

本件は、いずれも委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺ゆういち君） ご異議なしと認めます。

よって、本件はいずれも総務委員長の報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第1を起立により採決いたします。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡辺ゆういち君） 起立多数であります。

ご着席願います。

よって、本件は、総務委員長の報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第5および日程第6の2件を一括議題に供します。

日程第5

第78号議案 品川区地域センターの設置に関する条例の一部を改正する条例

日程第6

第79号議案 品川区立区民集会所条例の一部を改正する条例

○議長（渡辺ゆういち君） 区民委員長から報告願います。

〔西村直子君登壇〕

○区民委員長（西村直子君） ただいま議題に供されました第78号議案、品川区地域センターの設置に関する条例の一部を改正する条例および第79号議案、品川区立区民集会所条例の一部を改正する条例について、区民委員会における審査の経過および結果をご報告申し上げます。

これら2議案は、11月24日の本会議において当委員会に審査を付託され、11月27日の委員会で審査し、同日、採決を行いました。

これら2議案は、関連する内容のため一括して審査したため、一括してご報告申し上げます。

両案は、大井第三地域センターおよび大井第三区民集会所について、地域防災力の強化や施設の機能性向上を図るため、施設の位置を「西大井四丁目1番8号」から「西大井二丁目10番3号」に改めるものであります。

両条例は、令和6年2月26日から施行するものであります。

理事者の説明の後に質疑を行い、委員より、施設移転に向けた進捗状況についてなどの質疑があり、理事者より、現在は来年1月末までを工期とした内装工事を行っており、移転へ向けた準備は問題なく進んでいるなどの答弁がありました。

質疑終了後、採決を行い、第78号議案および第79号議案は、いずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が区民委員会における審査の経過および結果であります。何とぞ本委員会の決定どおり可決ご決定いただきますようお願い申し上げます。委員長報告を終わります。

○議長（渡辺ゆういち君） 区民委員長の報告にご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺ゆういち君） 質疑なしと認めます。

これより採決に入ります。

日程第5および日程第6の2件を一括して採決いたします。

本件は、いずれも委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺ゆういち君） ご異議なしと認めます。

よって、本件はいずれも区民委員長の報告のとおり可決いたしました。

次に、日程7から日程第13までの7件を一括議題に供します。

日程第7

第83号議案 品川区国民健康保険条例の一部を改正する条例

日程第8

第87号議案 指定管理者の指定について

日程第9

第88号議案 指定管理者の指定について

日程第10

第89号議案 指定管理者の指定について

日程第11

第90号議案 指定管理者の指定について

日程第12

第91号議案 診療報酬等の返還請求に関する民事訴訟の提起について

日程第13

第94号議案 指定管理者の指定について

○議長（渡辺ゆういち君） 厚生委員長から報告願います。

〔松永よしひろ君登壇〕

○厚生委員長（松永よしひろ君） ただいま議題に供されました第83号議案、第87号議案、第88号議案、第89号議案、第90号議案、第91号議案および第94号議案の7議案について、厚生委員会における審査の経過および結果をご報告申し上げます。

これらの7議案は、11月24日に本会議において当委員会に審査を付託され、11月27日の委員会で審査し、同日、採決を行いました。

まず、第83号議案、品川区国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご報告申し上げます。

本案は、国民健康保険法等が改正されたことに伴い、産前産後期間の被保険者等に係る保険料の減額措置を定めるほか、規定を整備するものであります。

本条例は、令和6年1月1日から施行するものであります。

理事者の説明の後に質疑を行い、委員より、申請漏れを防ぐ取組についてなどの質疑があり、理事者より、出産育児一時金支給に係る事務により、減免措置に該当する被保険者を把握し、通知による案内を予定しているなどの答弁がありました。

質疑終了後、採決を行い、第83号議案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第87号議案、第88号議案および第89号議案の指定管理者の指定についての3議案は、障害福祉施設として一括して審査をいたしましたので、一括してご報告申し上げます。

各議案の内容について、まず、第87号議案は、心身障害者福祉会館の管理を行わせるため、指定管理者を指定するものであります。

指定する団体の名称は社会福祉法人品川総合福祉センターで、指定期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間です。

次に、第88号議案は、上大崎つばさの家の管理を行わせるため、指定管理者を指定するものであります。

指定する団体の名称は社会福祉法人げんきで、指定期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間です。

次に、第89号議案は、発達障害者支援施設の管理を行わせるため、指定管理者を指定するものであります。

指定する団体の名称は社会福祉法人げんきで、指定期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間です。

理事者の説明の後に質疑を行い、委員より、現状の課題と将来に向けた提案についてなどの質疑があり、理事者より、品川区立心身障害者福祉会館における候補者選定では、移動支援従事者数の増加を図るため、養成研修の実施回数を増やし、受皿となる居宅介護事業所の開設や、デフリンピックの開催を見据え、手話の普及や手話通訳者養成に関する取組についての提案があったなどの答弁がありました。

質疑終了後、採決を行い、第87号議案、第88号議案および第89号議案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第90号議案、指定管理者の指定についてご報告申し上げます。

本案は、平塚高齢者多世代交流支援施設の管理を行わせるため、指定管理者を指定するものであります。

指定する団体の名称は社会福祉法人福栄会で、指定期間は令和6年3月1日から令和11年2月28日ま

での5年間であります。

理事者の説明の後に質疑を行い、委員より、多世代交流の具体的な取組についてなどの質疑があり、理事者より、高齢者が子どもたちに勉強等を教える多世代交流塾のほか、保護者の要望に応じて、将棋・習字教室を開催するなど、様々な交流事業を実施しているなどの答弁がありました。

質疑終了後、採決を行い、第90号議案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第91号議案、診療報酬等の返還請求に関する民事訴訟の提起についてご報告を申し上げます。

本案は、埼玉県三郷市にある病院の開設者が、厚生労働省の病院の施設基準等に係る適時調査の結果、平成28年6月から令和2年1月までの間、施設基準を満たさずに入院診療を行い、不当に診療報酬等を受領していたことが明らかになったことから、区が、これらの返還を求める民事訴訟を提起するものであります。

訴訟の相手方は病院の開設者で、訴訟の目的の価額は1,821万4,921円であります。

理事者の説明の後に質疑を行い、委員より、不当に受領した診療報酬等についてなどの質疑があり、理事者より、夜勤を行う看護職員の配置人員数による診療報酬の加算において、実態より過大に請求を行っていたなどの答弁がありました。

質疑終了後、採決を行い、第91号議案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第94号議案、指定管理者の指定についてご報告申し上げます。

本案は、品川健康センターおよび荏原健康センターの管理を行わせるため、指定管理者を指定するものであります。

指定する団体の名称は住友不動産エスフォルタ・NTTファシリティーズ共同事業体で、指定期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間であります。

理事者の説明の後に質疑を行い、委員より、区民の健康増進につながる具体的な提案についてなどの質疑があり、理事者より、フリー料金で利用できるスタジオプログラムの拡充や運動習慣の持続を促すためのポイントカードの継続、利用者満足度の高いコース型教室の実施などの提案があったなどの答弁がありました。

また、委員より、運営事業者として利益を目的とする株式会社はなじまないとの理由から、本案には反対であるとの意見の表明がありました。

質疑終了後、採決を行い、第94号議案は、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が厚生委員会における審査の経過および結果でございます。何とぞ本委員会の決定どおり可決ご決定いただきますようお願い申し上げます。委員長報告を終わります。

○議長（渡辺ゆういち君） 厚生委員長の報告にご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺ゆういち君） 質疑なしと認めます。

これより採決に入ります。

初めに、日程第7から日程第12までの6件を一括して採決いたします。

本件は、いずれも委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺ゆういち君） ご異議なしと認めます。

よって、本件はいずれも厚生委員長の報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第13を起立により採決いたします。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡辺ゆういち君） 起立多数であります。

ご着席願います。

よって、本件は、厚生委員長の報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第14から日程第18までの5件を一括議題に供します。

日程第14

第80号議案 品川区児童相談所設置条例

日程第15

第81号議案 品川区立保育所条例の一部を改正する条例

日程第16

第82号議案 品川区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

日程第17

第84号議案 品川区いじめ防止対策推進条例の一部を改正する条例

日程第18

第86号議案 指定管理者の指定について

○議長（渡辺ゆういち君） 文教委員長から報告願います。

〔つる伸一郎君登壇〕

○文教委員長（つる伸一郎君） ただいま議題に供されました第80号議案から第82号議案、第84号議案および第86号議案の5議案について、文教委員会における審査の経過および結果をご報告申し上げます。

これら5議案は、11月24日の本会議において当委員会に審査を付託され、11月27日の委員会で審査し、同日、採決を行いました。

まず、第80号議案、品川区児童相談所設置条例についてご報告申し上げます。

本案は、全ての子どもの権利の保障および最善の利益を実現するため、品川区児童相談所を北品川三丁目10番9号に設置するものであります。

本条例は、令和6年10月1日から施行するものであります。

理事者の説明の後に質疑を行い、委員より、令和6年6月予定の条例案上程に伴う条例提案内容についてなどの質疑があり、理事者より、現在各所管と調整中であるが、おおよそ13の条例提案を予定している。区分けとしては、児童福祉審議会条例、児童福祉施設の設備および運営の基準に関する条例、認定こども園の認定の要件に関する条例等、設置市事務移管に伴う条例制定などであるなどの答弁がありました。

質疑終了後、採決を行い、第80号議案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第81号議案、品川区立保育所条例の一部を改正する条例についてご報告申し上げます。

本案は、保育所の移転等を行うことに伴い、所要の改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、第1に、一本橋保育園について、園舎の改築工事の竣工に伴い、同保育園を現在の荏原第四中学校跡地の仮園舎から改築後の園舎に移転するものであります。第2に、ほうさん保育園について、開設期間の満了に伴い、廃止するものであります。

本条例は、令和6年4月1日から施行するものであります。

理事者の説明の後に質疑を行い、委員より、一本橋保育園の民営化の時期についてなどの質疑があり、理事者より、令和6年4月からの民営化を予定しており、現在の改築工事が終了後、移転が完了した後、民営化を実施するなどの答弁がありました。

また、委員より、保育の公的責任を後退させる民営化を進め、将来は民設民営となる流れの中での改築であるため認められないなどの理由から、本案には反対であるとの意見の表明がありました。

質疑終了後、採決を行い、第81号議案は、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第82号議案、品川区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についてご報告申し上げます。

本案は、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」等が改正されたことに伴い、規定を整備するものであります。

本条例は、公布の日から施行するものであります。

理事者の説明の後に質疑を行い、委員より、今回の条例改正に伴う、区が実施している各種事業の変更についてなどの質疑があり、理事者より、今回の条例改正に伴う国の改正内容は政令指定都市等に係る部分であるため、区で行っている事業の変更はないなどの答弁がありました。

質疑終了後、採決を行い、第82号議案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第84号議案、品川区いじめ防止対策推進条例の一部を改正する条例についてご報告申し上げます。

本案は、いじめの防止等のための対策を効果的に推進するため、教育委員会の附属機関である品川区いじめ対策委員会において、重大事態発生時の事実関係等に関する調査審議に係る体制を拡充するものであります。

本条例は、公布の日から施行するものであります。

理事者の説明の後に質疑を行い、委員より、委嘱される臨時委員において想定されている職種についてなどの質疑があり、理事者より、正規の委員と同様、学識経験者・法律・福祉・心理・医療の専門家を想定しているなどの答弁がありました。

質疑終了後、採決を行い、第84号議案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第86号議案、指定管理者の指定についてご報告申し上げます。

本案は、ぷりすくーる西五反田の管理を行わせるため、指定管理者を指定するものであります。

指定する団体の名称は社会福祉法人福栄会で、指定期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間です。

理事者の説明の後に質疑を行い、委員より、選定結果報告書における「安全確保への取り組みについ

て」の具体的な内容についてなどの質疑があり、理事者より、園での事故・けが等の安全確保について、事故・けがの発生時には、本課への迅速な報告と併せて区指定の報告書の提出を徹底する等、再発防止に努めているなどの答弁がありました。

質疑終了後、採決を行い、第86号議案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が文教委員会における審査の経過および結果でございます。何とぞ本委員会の決定どおり可決ご決定いただきますようお願い申し上げます。委員長報告を終わります。

○議長（渡辺ゆういち君） 文教委員長の報告にご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺ゆういち君） 質疑なしと認めます。

これより採決に入ります。

初めに、日程第14および日程第16から日程第18までの4件を一括して採決いたします。

本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺ゆういち君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は、いずれも文教委員長の報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第15を起立により採決いたします。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡辺ゆういち君） 起立多数であります。

ご着席願います。

よって、本件は、文教委員長の報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第19を議題に供します。

日程第19

第76号議案 令和5年度品川区一般会計補正予算

○議長（渡辺ゆういち君） 初めに、区民委員長から報告願います。

〔西村直子君登壇〕

○区民委員長（西村直子君） ただいま議題に供されました第76号議案、令和5年度品川区一般会計補正予算のうち、歳出に係る区民委員会所管分の審査の経過および結果をご報告申し上げます。

本案は、11月24日の本会議において当委員会に審査を付託され、11月27日の委員会で審査し、同日、採決を行いました。

歳出、第5款産業経済費は、1億5,185万9,000円の増額で、省エネルギー対策設備更新助成金の追加および運送事業者等燃料費高騰対策支援金の新規計上であります。

理事者の説明の後、質疑を行い、委員より、運送事業者等燃料費高騰対策支援金制度の周知についてなどの質疑があり、理事者より、区ホームページや産業ニュース等による広報に加え、対象となる業界団体に対し、個別の周知を行いつつ、申請手続が簡易であることも併せて丁寧に案内することで支援実績の向上を図るなどの答弁がありました。

質疑終了後、採決を行い、第76号議案、令和5年度品川区一般会計補正予算のうち、歳出に係る区民委員会所管分は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が区民委員会における審査の経過および結果であります。何とぞ本委員会の決定どおり可決ご決定いただきますようお願い申し上げます。委員長報告を終わります。

○議長（渡辺ゆういち君） 次に、厚生委員長から報告願います。

〔松永よしひろ君登壇〕

○厚生委員長（松永よしひろ君） ただいま議題に供されました第76号議案、令和5年度品川区一般会計補正予算のうち、歳出に係る厚生委員会所管分の審査の経過および結果をご報告申し上げます。

本案は、11月24日の本会議において当委員会に審査を付託され、11月27日に委員会を開催して審査し、採決を行いました。

第4款衛生費は、2,640万円の増額で、公衆浴場物価高騰対策支援金の新規計上であります。

理事者の説明の後、質疑を行い、委員より、都が実施する補助金との関係についてなどの質疑があり、理事者より、都が燃料に係る経費の一部の補助を行うことに対し、区は電気・ガス等を含めた物価高騰の影響に対する支援金として、年度内に営業を行った期間に対し、月当たり10万円を支給するなどの答弁がありました。

質疑終了後、採決を行い、第76号議案、令和5年度品川区一般会計補正予算のうち、歳出に係る厚生委員会所管分は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が厚生委員会における審査の経過および結果であります。何とぞ本委員会の決定どおり可決ご決定いただきますようお願い申し上げます。委員長報告を終わります。

○議長（渡辺ゆういち君） 次に、建設委員長から報告願います。

〔新妻さえ子君登壇〕

○建設委員長（新妻さえ子君） ただいま議題に供されました第76号議案、令和5年度品川区一般会計補正予算のうち、歳出等に係る建設委員会所管分の審査の経過および結果をご報告申し上げます。

本案は、11月24日の本会議において当委員会に審査を付託され、11月27日の委員会で審査し、同日、採決を行いました。

第6款土木費は、15億8,900万円の減額で、第二戸越幹線整備工事の減額、および住宅確保要配慮者入居促進事業協力金の追加であります。

次に、債務負担行為は、第二戸越幹線整備工事の追加であります。

理事者の説明の後、質疑を行い、委員より、1、住宅確保要配慮者入居促進事業協力金の支給実績が増えた要因について、2、下流部シールド工事の進捗が遅れた原因についてなどの質疑があり、理事者より、1の住宅確保要配慮者入居促進事業協力金の支給実績が増えた要因については、令和3年度から開始した当事業の周知が年々進んできているためであると考えられる。2の下流部シールド工事の進捗が遅れた原因については、シールド工事により発生した残土を地上までポンプ圧送するための配管が残土により閉塞し、掘進に時間を要しているためであるなどの答弁がありました。

質疑終了後、採決を行い、第76号議案、令和5年度品川区一般会計補正予算のうち、歳出等に係る建設委員会所管分は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が建設委員会における審査の経過および結果であります。何とぞ本委員会の決定どおり可決ご決定いただきますようお願い申し上げます。委員長報告を終わります。

○議長（渡辺ゆういち君） 次に、文教委員長から報告願います。

〔つる伸一郎君登壇〕

○文教委員長（つる伸一郎君） ただいま議題に供されました第76号議案、令和5年度品川区一般会計補正予算のうち、歳出に係る文教委員会所管分について、審査の経過および結果をご報告申し上げます。

本案は、11月24日の本会議において当委員会に審査を付託され、11月27日の委員会で審査し、同日、採決を行いました。

歳出、第7款教育費は、638万2,000円の増額で、国立・私立特別支援学校給食費補助およびマイスクール西大井開設準備経費の新規計上であります。

理事者の説明の後に質疑を行い、委員より、特別支援学校給食費補助事業の対象拡大による、申請方法の奨励費に関して、国立・私立特別支援学校が対象である根拠についてなどの質疑があり、理事者より、奨励費においては、特別支援学校への就学奨励に関する法律において、公立と同様、国立・私立特別支援学校についても対象となっているなどの答弁がありました。

質疑終了後、採決を行い、第76号議案、令和5年度品川区一般会計補正予算のうち、歳出に係る文教委員会所管分は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が文教委員会における審査の経過および結果であります。何とぞ本委員会の決定どおり可決ご決定いただきますようお願い申し上げまして、委員長報告を終わります。

○議長（渡辺ゆういち君） 続きまして、総務委員長から総合審査の報告を願います。

〔せりざわ裕次郎君登壇〕

○総務委員長（せりざわ裕次郎君） ただいま議題に供されました第76号議案につきまして、総務委員会における審査の経過および結果をご報告申し上げます。

本案は、11月24日の本会議において当委員会に審査を付託され、11月28日の委員会で審査し、同日、採決を行いました。

第76号議案、令和5年度品川区一般会計補正予算につきましては、長期化する物価高騰により影響を受けている事業者への支援を中心とした経費を編成するものであります。

補正額は、歳入歳出ともに14億435万9,000円を減額し、総額を2,005億9,214万5,000円とするものであります。

その内訳は、物価高騰対策等に1億9,564万1,000円の追加、および工事の期間延伸により、令和5年度工事額を16億円減額するものであります。

歳入、第18款繰越金は、1億9,564万1,000円を増額するものであります。

第19款諸収入は、16億円の減額で、排水施設建設受託収入の減であります。

続いて、歳出、第4款衛生費は、2,640万円の増額で、公衆浴場物価高騰対策支援金の新規計上であります。

第5款産業経済費は、1億5,185万9,000円の増額で、省エネルギー対策設備更新助成金の追加、および運送事業者等燃料費高騰対策支援金の新規計上であります。

第6款土木費は、15億8,900万円の減額で、第二戸越幹線整備工事の減額、および住宅確保要配慮者入居促進事業協力金の追加であります。

第7款教育費は、638万2,000円の増額で、国立・私立特別支援学校給食費補助およびマイスクール西大井開設準備経費の新規計上であります。

次に、債務負担行為は、第二戸越幹線整備工事の追加であります。

理事者の説明の後、質疑を行い、委員より、国立・私立特別支援学校の学校給食費無償化事業の対象

範囲についての質疑があり、理事者より、国立・私立特別支援学校に通う区内に住民票がある児童・生徒を対象としているとの答弁がありました。

質疑終了後、採決を行い、第76号議案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が総務委員会における審査の経過および結果であります。何とぞ本委員会の決定どおり可決ご決定いただきますようお願い申し上げます。委員長報告を終わります。

○議長（渡辺ゆういち君） 各委員長の報告にご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺ゆういち君） 質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

本件は、各委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺ゆういち君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は、各委員長の報告のとおり可決いたしました。

会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後1時50分休憩

○午後2時15分開議

○議長（渡辺ゆういち君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、お諮りいたします。

ただいまお手元に配付してあります追加議事日程を本日の日程に追加し、直ちに議題といたしますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺ゆういち君） ご異議なしと認めます。

よって、日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1を議題に供します。

追加日程第1

議員提出第5号議案 ガザ地区の即時停戦を求める決議

○議長（渡辺ゆういち君） 本件について説明願います。

〔高橋伸明君登壇〕

○高橋伸明君 ただいま議題に供されました議員提出第5号議案、ガザ地区の即時停戦を求める決議につきまして、提出者を代表して提案理由をご説明申し上げます。

本案は、ハマスとイスラエルによるパレスチナ・ガザ地区における戦闘の即時停戦と人質の即時解放を求めるもので、昨日の議会運営委員会において提出を決定し、提案するものでございます。

内容につきましては、案文の朗読をもって代えさせていただきます。

〔案文朗読〕

以上で本議案についての説明を終わります。

○議長（渡辺ゆういち君） 本件についてご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺ゆういち君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件につきましては直ちに採決いたしますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺ゆういち君） ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決することに決定いたしました。

これより採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺ゆういち君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第20を議題に供します。

日程第20

請願・陳情審査結果報告（1）

○議長（渡辺ゆういち君） 本件につきましては、お手元に配付のとおり、各所管の委員長から請願・陳情審査結果報告書（1）が提出されております。

お諮りいたします。

各所管の委員長からの審査結果報告書（1）のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺ゆういち君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は、審査結果報告書（1）のとおり決定いたしました。

次に、日程第21を議題に供します。

日程第21

請願・陳情審査結果報告（2）

○議長（渡辺ゆういち君） 区民委員長から報告願います。

〔西村直子君登壇〕

○区民委員長（西村直子君） ただいま議題に供されました日程第21、請願・陳情審査結果報告（2）の内容として、11月27日の区民委員会における審査の経過および結果をご報告申し上げます。

本件は、令和5年陳情第48号、持続が困難な小規模事業者を支援するための陳情で、11月24日の本会議において当委員会に審査を付託されたものであります。

本陳情の趣旨は、経営が持続困難な中小事業者に対し、貸付金返済の猶予や免除、利息の引下げ、新たな事業資金貸付けなどの経済支援を区に求めるものであります。

初めに、理事者に説明を求め、理事者より、貸付金返済の猶予や利息の引下げに関しては、区で実施している融資あっせん制度において、借換え専用資金や利子補給などによる支援を行っている。貸付金返済の免除については、貸付けを行っている金融機関や信用保証協会における融資制度の根本に関わることであり、その影響額も大きいほか、区の制度を利用していない区内事業者との公平性の観点なども踏まえると、その実現は困難であると考えます。新たな事業資金の貸付等については、事業内容・事業規模に応じた各種支援メニューを区として既に整備していることに加え、融資あっせんについては、紹介状の即日発行といった手続の迅速化・簡素化も実施済みであり、今後も適切に事業者支援を進めていくとの説明がありました。

続きまして、質疑に入り、委員より、現行制度における融資あっせん上限額に対する区内事業者の利用実績についてなどの質疑があり、理事者より、例えば、小規模事業者向けの融資あっせんでは、通常の貸付上限額に加え、令和5年度は緊急資金として物価高騰等総合支援資金も追加して利用可能としており、現状の利用動向を踏まえると、既存の制度内で各事業者の事業内容・事業規模に応じた資金ニーズを賄っているものと捉えているなどの答弁がありました。

質疑終了後、本陳情の取扱いについてお諮りしたところ、結論を出すことになったため、採決を行いました。

採決の結果、令和5年陳情第48号、持続が困難な小規模事業者を支援するための陳情は、賛成少数により不採択にすべきものと決定いたしました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（渡辺ゆういち君） 区民委員長の報告にご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺ゆういち君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

本件につきましては、1名の方から討論の通告があります。

ご発言願います。やなぎさわ聡君。

〔やなぎさわ聡君登壇〕

○やなぎさわ聡君 令和5年陳情第48号、持続が困難な小規模事業者を支援するための陳情の賛成討論をさせていただきます。

本陳情の要旨に目を通したときに、事業継続に苦しむ中小事業者の悲痛な叫びもありながらも、わずかな期間でも、大きな金額でなくても支援してもらえたら事業は継続できる、希望の灯をともし続けられる、そんな謙虚な思いを感じました。人間というのは、希望が見えているとあと一踏ん張り利きます。経営に苦しんでいたり廃業を検討しているような中小事業者にとって、たとえ小さな支援であっても、品川区から中小事業者を守るというメッセージを送ることで事業を継続していける希望になるのだと考えております。

2019年に消費税が10%になり、コロナ禍、物価高、税の国民負担率は47%に上昇、可処分所得の減少と日本国民の生活は苦しくなる一方で、日本経済は他国のような成長ができず停滞しております。相対的な貧困率は15%と、6.5人に1人が貧困、これはG7でワースト1位です。OECDの38か国中でもワースト7位の貧困率ということで、我が国はかつてのような1億総中流、裕福な国、そういったイメージから変容しているというのが、悲しいかな現実です。

そんな厳しい経済状況の影響を受けやすいのが、大きな利益が上げにくく、取引上では弱い立場のた

めに元請から不当な扱いを受けやすい中小事業者です。そういった事業者の中には、コロナ禍で利用していたゼロゼロ融資の返済が始まった矢先に、10月にインボイス制度が始まり、経営が立ち行かなくなっている方も多くおられます。ゼロゼロ融資の返済開始は今年の7月から来年の4月がピークであり、そのせいもあって、今年は全ての月で倒産の件数が前年同月比を上回っており、2023年の倒産件数は、コロナ前、2019年を上回る8,500件を超える見通しとなっております。コロナ禍真ただ中の2020年から2022年に倒産件数がむしろ減少していたのは、ゼロゼロ融資制度などの助けもあって事業継続がかない救われた事業者が多くいたということでもあります。このままでは廃業や倒産により働き口を失い、貧困層のさらなる増加、最悪の場合、自殺者の増加が懸念されます。失業率と自殺率には高い相関関係があることはとても有名な話であり、全国平均を下回る自殺率を誇り、自殺対策に力を入れている品川区だからこそ率先して中小事業者を守り、自殺対策につなげていただければと考えております。

そして、さきの本会議において、我々は議員報酬ですとか区長の給与の増額の条例を可決いたしました。私も全ての条例に関して賛成させていただいております。それは、自分の懐を潤すということではなくて、自分たちが率先して給料を上げることによって、区民の皆さんですとか区役所の職員、皆様の所得を上げていく、そういった強い決意で賛成させていただきました。これは賛成された議員の皆様も同じ思いだったと考えております。

この陳情の賛成、反対の態度がその思いをはかるものではないというのは重々承知はしておりますけれども、こういった困窮している中小事業者、区民がいるということをぜひ心に留めていただいて、そして、真心をもって、品川区政、こういった貧困対策、中小企業対策に当たっていただきたくお願いして、私の賛成討論とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（渡辺ゆういち君） 以上で討論を終わります。

これより採決に入ります。

本件につきましては、起立により採決いたします。

本件に対する委員長報告は不採択であります。

令和5年陳情第48号について採決いたします。

本件陳情を採択することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡辺ゆういち君） 起立少数であります。

ご着席願います。

よって、本件陳情は、不採択とすることに決定いたしました。

次に、日程第22を議題に供します。

日程第22

請願・陳情審査結果報告（3）

○議長（渡辺ゆういち君） 厚生委員長から報告願います。

〔松永よしひろ君登壇〕

○厚生委員長（松永よしひろ君） ただいま議題に供されました日程第22、請願・陳情審査結果報告（3）の内容として、11月27日の厚生委員会における審査の経過および結果をご報告申し上げます。

本件は、令和5年請願第18号、補聴器購入費助成制度を求める請願で、11月24日の本会議において当

委員会に審査を付託されたものであります。

本請願の趣旨は、加齢性難聴者補聴器購入費助成において65歳以上の住民税課税者を対象とすることを求めるものであります。

初めに、理事者の説明を求め、理事者より、区では、加齢性難聴の高齢者に向けた補聴器購入費助成事業を7月から開始した。医師会や医療機関のほか、言語聴覚士や認定補聴器技能者が在籍する補聴器店の協力の下、事業を運営するとともに、事業の効果検証に向け、有識者に意見聴取を行っている。助成対象を住民税課税者にも拡大する予定は現在のところないが、社会参加やフレイル予防を促進し、在宅生活の延伸を図る観点から、引き続き検討しているところであるとの説明がありました。

続きまして、質疑に入り、委員より、事業の効果検証についてなどの質疑があり、理事者より、本事業に協力していただいている言語聴覚士、品川医師会および荏原医師会に意見を伺い、補聴器を購入した高齢者の状況を把握し、効果的な事業の在り方について引き続き検証していくなどの答弁がありました。

質疑終了後、本請願の取扱いについてお諮りしたところ、結論を出すこととなったため、採決を行いました。

採決の結果、令和5年請願第18号、補聴器購入費助成制度を求める請願は、賛成少数により不採択にすべきものと決定いたしました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（渡辺ゆういち君） 厚生委員長の報告にご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺ゆういち君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

本件につきましては、1名の方から討論の通告があります。

ご発言願います。鈴木ひろ子君。

〔鈴木ひろ子君登壇〕

○鈴木ひろ子君 日本共産党区議団を代表し、令和5年請願第18号、補聴器購入費補助制度を求める請願に対する賛成討論を行います。

本請願は、品川区が今年7月よりスタートさせた補聴器購入費助成事業の対象を、住民税非課税者だけでなく、課税者まで拡大する。このことの1点のみを求めるもので、年金者組合品川支部をはじめ9団体が名を連ね、提出されたものです。

補聴器購入費助成制度の陳情・請願は合計10回目となります。これらの請願・陳情のたびに議会で議論することが区民の願い実現の大きな力になっています。

以下、請願に賛成の理由を述べます。

1つ目には、補聴器購入費助成事業が区民に大変喜ばれ、対象の拡大は多くの高齢者、区民の願いだということです。開始4か月で区が今年度想定した80人の2倍以上、178人も申請があったことにも表れています。そして、そのうち19人が住民税課税者のため、対象となりませんでした。地域の方からも、補聴器助成制度ができると楽しみに待っていたのに、自分は住民税課税なので対象にならず、がっかりとの声は何人もの方から寄せられました。医師会の先生からも、長年の要望がやっと実現してよかった。しかし、対象も助成額もさらに拡充してもらいたいと、喜びの声と同時にご要望を頂きました。

2つ目には、課税者の生活が決して豊かではなく、むしろぎりぎりの方がたくさんいるということで

す。年金年額156万円、月13万円以上は住民税課税者となり、対象になりません。家賃5万円の方の場合、介護保険料の天引き、後期高齢者医療の保険料、医療費の窓口負担、介護保険の利用料を払うと、残りの生活費は五、六万円です。預貯金を取り崩さなければ生活できない。これが住民税非課税者の実態です。その上、請願にもあるとおり、消費者物価は2020年度比6.2%上昇、食料品は前年同月比9%の上昇です。しかし、年金引上げは1.9%にとどまり、可処分所得はさらに減少しています。この生活の人がなぜ対象から外されなければならないのでしょうか。

3つ目に、対象拡大によって補聴器早期使用者が増えることは、QOL（生活の質）の維持や認知症予防につながり、高齢者の社会参加、心身ともに健康な高齢者を増やすこととなります。これまでも、加齢性難聴が日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難にするなど、生活の質を落とし、さらに鬱や認知症につながると指摘してきました。合唱団で歌うことが楽しみだったAさんは、補聴器を4か月かけて調整し、周りの団員の声もよく聞き取れるようになり、歌うことが楽しく生きがいになっていると言います。

4つ目に、今回の厚生委員会で、区がこれから助成制度を活用した補聴器使用者に対してアンケート調査による検証を行うと述べたことを受けて、その検証を注視するので、請願に不採択との態度表明がされました。しかし、その検証は住民税課税者までの対象拡大とは関係ありません。アンケートは有効に補聴器を活用できるようにするための検証であり、対象拡大をするかどうかの検討が目的ではありません。アンケートの検証結果が住民税課税者まで拡大するか否か左右するものではないし、してはならないと思います。

5つ目に、対象を非課税者のみとすることは、区長の誰一人として取り残さない、このスローガンにも反するという事です。この間新しく実施した学校給食費の無償化もおむつ宅配も所得制限はつけていません。学校給食費は新たに11億円、おむつ宅配は3億円です。なぜ、子どもの施策は所得制限なしなのに、高齢者の補聴器購入費助成の対象は住民税非課税者に限定するのか。理由を聞いても答弁がありません。しかも予算額は355万円です。さらに半額は東京都からの補助が出る仕組みです。高齢者に占める非課税者の割合は50%です。課税者までの拡大は対象が2倍に広がります。区の予算規模からして十分に可能です。

最後に、品川区は、住民税課税者までの拡大については、検討はしているが、来年度予算でも予定はしていないと述べていますが、区議会の採択によって実現への大きな力になるということです。議員必携では、請願を採択と決定した場合、議会は、町村長等の執行機関に対して、その処理の経過及び結果について、期限をつけて報告を請求する権限を有しており、請求を受けた執行機関の長は議会に対して報告をする義務があると述べています。ほとんどの会派から住民税課税までの拡大をとの要望が出されています。今回の厚生委員会でも、ほとんどの委員から早期の住民税課税者までの拡大の要望が出されました。それであれば、議会から、住民税課税者までの対象拡大、この1点を求める今回のこの請願を採択して来年度予算からの実現を区に求めていこうではありませんか。

皆さんの賛同を心から呼びかけて、賛成討論といたします。（拍手）

○議長（渡辺ゆういち君） 以上で討論を終わります。

これより採決に入ります。

本件につきましては、起立により採決いたします。

本件に対する委員長報告は不採択であります。

令和5年請願第18号について採決いたします。

本件請願を採択することに賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

○議長（渡辺ゆういち君） 起立少数であります。

ご着席願います。

よって、本件請願は、不採択とすることに決定いたしました。

次に、日程第23を議題に供します。

日程第23

請願・陳情審査結果報告（4）

○議長（渡辺ゆういち君） 建設委員長から報告願います。

[新妻さえ子君登壇]

○建設委員長（新妻さえ子君） ただいま議題に供されました日程第23、請願・陳情審査結果報告（4）の内容として、11月27日の建設委員会における審査の経過および結果をご報告申し上げます。

本件は、令和5年請願第16号、リニア新幹線の建設中止を求める請願であり、11月24日の本会議において当委員会に審査を付託されたものであります。

本請願の趣旨は、リニア新幹線の建設中止を国とJR東海に求めるもの、および教室型の住民説明会の実施をJR東海に求めるものであります。

初めに、理事者に説明を求め、理事者より、JR東海は、平成26年11月から令和3年9月にかけて進捗状況に応じて適宜説明会を開催し、調査掘進を開始した。その後、令和4年8月にシールド機の一部設備の故障および点検の実施を公表し、故障した設備の修繕とカッターヘッドに付着した土砂の除去作業を行っていくことが示された。本年3月には設備の修繕と土砂の除去作業が完了したため、用地内においてシールド機の状態や周辺への影響の検証に必要な範囲において掘進を再開し、5月に調査掘進を再開した。調査掘進再開後、曲線区間の掘進が続いた中で、徐々にセグメントが組み立てにくい傾向が表れたため、セグメントとシールドマシンの点検を行ったところ、スキンプレートの一部が変形していることが判明し、10月にその事象が公表され、今後、形状復元作業が行われることが示された。こうした中で、現在、JR東海は、シールド機の位置や工事の進捗状況等をホームページで公表、また、必要の都度、沿線にお住まいの住民に書面でのお知らせを配布するなど情報発信を図っている。また、JR東海は、調査掘進完了後に、10月に公表された事象への対応を含め、地表面の変位や振動等の調査結果についての説明、さらに、本掘進開始後は掘進時期に合わせて順次オープンハウス型の説明を行うなど、適宜情報発信を図ることとしている。区としては、引き続きJR等に対し、必要な安全対策を行い、区民の不安払拭に向けて丁寧に取り組むよう求めていくとの説明がありました。

続きまして、質疑に入り、委員より、住民への説明の機会についての質疑があり、理事者より、JR東海からは、調査掘進完了後に調査掘進の結果等を取りまとめた上で周辺にお住まいの住民に説明すると聞いているなどの答弁がありました。

質疑終了後、本請願の取扱いについてお諮りしたところ、結論を出すこととなったため、採決を行いました。

採決の結果、令和5年請願第16号は、賛成少数により不採択にすべきものと決定いたしました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（渡辺ゆういち君） 建設委員長の報告にご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺ゆういち君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

本件につきましては、1名の方から討論の通告があります。

ご発言願います。鈴木ひろ子君。

〔鈴木ひろ子君登壇〕

○鈴木ひろ子君 日本共産党区議団を代表し、令和5年請願第16号、リニア新幹線の建設中止を求める請願に対する賛成討論を行います。

本請願は、リニア新幹線の建設中止を求めることと、調査掘進の工事ストップの原因についてJR東海が住民への教室型説明会を開くよう求めるものです。

以下、賛成の理由を3点述べます。

1点目は、5月に再開した調査掘進がわずか2か月でまたしても工事ストップとなりました。この原因についてのJR東海と国交省の説明がこれまでの説明と大きく食い違っており、品川でも調布市の陥没・空洞事故と同様の事故が起これかねない問題です。これまでJR東海は、調布市で起こった外環道の陥没・空洞事故の原因は特殊な地盤とずさんな管理で起こったもの。リニアでは、特殊な地盤はなく、管理もきちんに行うので事故は起こらないと説明してきました。ところが、10月27日に私も参加した工事ストップの原因についての国交省レクで、国交省は、大深度地下は掘ってみないと1メートル先は分からない、ボーリング調査をどんなにやっても分からないと述べました。JR東海も、問い合わせた際、今回の工事ストップの原因は大深度地下の地盤にあり、想定外だったと述べました。特殊な地盤はないと言ってきましたが、大深度地下は1メートル先は掘ってみないと分からないと、全て特殊な地盤だということです。その地盤の状態が分からないために、JR東海も想定外と言わざるを得ないシールドマシンの故障が相次いで起こっているのです。さらに、1回目の工事ストップは添加剤の注入ミスによるシールドマシンの故障です。きちんとした管理ができていなかったために起こった故障と言わざるを得ません。これまでの、特殊な地盤はなく、管理もきちんに行うので事故は起こらない、この説明は現実によって崩れたということです。調布市では、外環道の陥没・空洞事故によってコミュニティがずたずたに壊され、住民が長年住み続けた愛着ある我が家に住み続けることができなくなりました。同様の事故を品川で起こさせるわけにはいきません。

2点目に、重大なトラブルが連続して起こっているのに、住民がどれだけ説明を求めても応じないJR東海に対して、品川区の責任で説明会を求めるべきだということです。本来、調査掘進は昨年3月に終了しているはずが、いまだ300メートルのうち124メートルしか進んでいません。6か月の予定が2年半たっても半分にも満たない状況です。シールドマシンの故障で1年以上ストップしていた工事が再開後わずか2か月でまた故障による工事ストップ。多くの区民が不安を感じています。区は、不安払拭に努めるようJRに申し入れると言いますが、それがなぜホームページへの掲載にとどまるのか。委員会審査でも出されたように、ホームページは分かりにくく、どれだけの人アクセスできるか。また、区は、心配な人には、個別に電話すればJR東海が対応すると言いますが、これだけの重大問題が起こっているのに個別の対応で済ませる、このことが大問題です。区としてJRに説明会を開かせるべきです。

3点目に、工事に際してもトラブル続き、問題山積みのリニア新幹線はJR東海が今こそ中止の決断をすべきだし、品川区としてもJR東海に対して中止を求めるべきだということです。工事のトラブル

は品川だけではありません。名古屋の坂下工区では昨年7月にシールドマシンの故障で止まったまま再開の見通しは立っていません。トンネル掘削では崩落事故により死者まで出ています。最近では長野県大鹿村において湧水が1日2,000立方メートルにも上り、近隣の井戸の水位が5メートルも下がるなど、こういう問題も起きています。さらに、大井川の水かれ、生態系などの環境破壊、大量残土の盛土処理の崩落による二次災害、活断層貫通への地震対策なし、大量の電力消費、3兆円の財政投融资など問題山積みです。

そもそも、東京・名古屋・大阪の三大巨大都市構想によって、都市に人・物・金・情報を集中させ、地方の過疎衰退を加速させる構想そのものが経済政策として破綻しており、時代遅れだということです。このリニア新幹線が4.6キロメートルにわたり品川区を貫くこととなります。コロナ禍を通してテレワークが普及し、住まい方、働き方も大きく変わり、ゆとりを持った社会への転換を求める声が広がっています。リニア新幹線を必要とする社会的前提が崩れた今、問題だらけのリニア新幹線は中止の決断をすべきと考えます。請願への賛同を呼びかけ、賛成討論といたします。（拍手）

○議長（渡辺ゆういち君） 以上で討論を終わります。

これより採決に入ります。

本件につきましては、起立により採決いたします。

本件に対する委員長報告は不採択であります。

令和5年請願第16号について採決いたします。

本件請願を採択することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡辺ゆういち君） 起立少数であります。

ご着席願います。

よって、本件請願は、不採択とすることに決定いたしました。

次に、日程第24を議題に供します。

日程第24

請願・陳情審査結果報告（5）

○議長（渡辺ゆういち君） 建設委員長から報告願います。

〔新妻さえ子君登壇〕

○建設委員長（新妻さえ子君） ただいま議題に供されました日程第24、請願・陳情審査結果報告（5）の内容として、11月27日の建設委員会における審査の経過および結果をご報告申し上げます。

本件は、令和5年陳情第42号、区内特定整備路線事業の中止を求める陳情であり、11月24日の本会議において当委員会に審査を付託されたものであります。

本陳情の趣旨は、区内特定整備路線の廃止および買収用地に公園・福祉施設等の設置を求めるものであります。

初めに、理事者に説明を求め、理事者より、東京都が交通の円滑化、災害時の延焼遮断帯の形成に向けて取組を進めている。都市計画道路補助第29号線の用地取得率の状況について、令和5年4月1日現在の状況で、大崎区間36%、戸越区間46%、戸越公園区間24%、豊町区間41%、西大井区間23%、西大井東馬込区間56%となっている。また、都が指定した品川区の整備地域内において、都が実施している

特定整備路線の整備と併せ、区では木密整備事業を行っている。主な事業としては、道路拡幅や広場整備等、面的な防災まちづくりを行う密集住宅市街地整備促進事業をはじめ、集積する個々の老朽建築物に対する除却や建て替え等への助成支援を行う不燃化特区支援事業を10地区にて実施している。また、広域避難場所周辺や避難路沿道の延焼遮断機能の形成を図ることを目的に、老朽建築物の除却や建築物の不燃化を促進する都市防災不燃化促進事業のほか、林試の森公園、戸越公園周辺の避難路や滝王子通りにおける道路拡幅整備を行う防災生活圏促進事業や避難道路強化事業などを実施している。今後も引き続き都と連携して、燃えない、燃え広がらないまちの実現に向けて、災害に強いまちづくりに取り組んでいくとの説明がありました。

続きまして、質疑に入り、委員より、特定整備路線に選定された経緯等に関する周辺住民への説明についてなどの質疑があり、理事者より、特定整備路線に関する説明については、事業決定が行われる前から説明会で都が説明してきているという認識である。事業道路内の方々には都が個別に訪問する中で丁寧に説明しているという認識であるが、引き続き丁寧な説明を行うよう都に伝えていきたいなどの答弁がありました。

質疑終了後、本陳情の取扱いについてお諮りしたところ、結論を出すこととなったため、採決を行いました。

採決の結果、令和5年陳情第42号は、賛成少数により不採択にすべきものと決定いたしました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（渡辺ゆういち君） 建設委員長の報告にご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺ゆういち君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

本件につきましては、1名の方から討論の通告があります。

ご発言願います。のだて稔史君。

〔のだて稔史君登壇〕

○のだて稔史君 日本共産党品川区議団を代表して、令和5年陳情第42号、区内特定整備路線事業の中止を求める陳情に賛成の立場で討論を行います。

本陳情は、補助29号線について、延焼遮断帯効果の誤り、交通の円滑化のごまかし、高低差が大きな道路構造上の問題、東京地裁判決の問題を挙げ、区内特定整備路線中止の決議をすることや区長に中止を求めること、買収用地に公園・福祉施設等を設置できるようにすることを求めるものです。

区内には補助29号線、28号線、放射2号線の3本の特定整備路線、都市計画道路があります。中でも一番長いのが補助29号線です。幅20メートルの道路が大崎警察署の脇から始まり、戸越銀座商店街を分断し、戸越公園駅周辺の商店街を削り、新幹線を横断して環七までの3.5キロメートル。この間に幼稚園や地域に親しまれた公園、町会会館、地域に一つしかない郵便局も立ち退かされます。放射2号線や補助28号線でも、星薬科大学の薬草園をなくしたり、池上通りの商店街を削ったりと、住宅街、商店街のど真ん中を通り、区民の暮らしを壊すものです。この3つの道路に883億円もの税金を投入し、約1,000棟もの建物が立ち退かされるのです。29号線は以前にも計画を進める話が持ち上がりましたが、品川区議会では、1976年、84年、2002年の3度にわたって道路計画廃止を求める意見書を全会一致で議決し、住民とともに区議会が計画決定以来67年間道路建設をストップさせてきました。しかし、2011年の東日本大震災後、防災を口実にと与党議員から推進の声が上がり、他区では住民の合意が得られないた

め要望しなかった自治体もありましたが、濱野前区長が東京都に進めてほしいと要望し、70年前の戦災復興道路が再び進められたのです。

以下、陳情への賛成理由を4点述べます。

第1に、特定整備路線は区民の生活を壊すものです。道路によって、家族が残してくれた思い出の家や苦労して建てた愛着のある自宅が壊されようとしています。不動産屋さんに道路は進まないと言われて家を建てたら、突然事業認可された方もいます。高齢者にとって引っ越しは一苦労。知らない土地に移ったら死んでしまうという声も。防災のためと言うが、立ち退きを迫られる私にとっては道路が災害のよう。不安で夜も眠れません。また、計画地は起伏に富んだところがあり、道路を通すと住宅との境界で崖ができ、車の出入りはもちろん、暮らしもままなりません。

第2に、防災に役立たないことです。東京都の延焼シミュレーションは飛び火などを考慮しておらず、防災効果が示されたとは言えません。糸魚川の大火でも飛び火が次々と起こり、海まで燃え尽きました。延焼遮断帯という考え方は、防火区画をつくり、別の区画に火災が移らないようにするものですが、区画内は燃え続けることになります。1か所で1,000棟も焼失することが防災対策と言えるのでしょうか。しかも、他区で進められている延焼遮断帯は数十年かけても完成していません。補助29号線の買収率も半分も進んでいない状況です。住民を立ち退かせ、防災に役立つ地域のつながりも弱めることになります。一方で、地域の不燃領域率が70%になれば燃え広がらないと東京都が説明しており、住宅の不燃化を進めれば燃え広がりません。埼玉大学名誉教授の岩見良太郎氏は、区内の不燃化特区——豊町四・五・六丁目、二葉三・四丁目および西大井六丁目地区のデータを用い、不燃領域率による延焼防止効果をシミュレーションしました。結果は、不燃領域率60%の場合、延焼が現状からおおむね約90%減少、70%ではほぼ燃え広がりませんでした。不燃化を進めていけば燃え広がらないということが具体的に示されました。29号線が通る戸越五丁目、六丁目、西大井六丁目は既に不燃領域率60%を超えています。住宅の不燃化・耐震化であれば立ち退きによる犠牲を強いる必要はありません。区は重層的に進めるのが重要と繰り返しますが、不燃化が進めば燃え広がらなくなり、特定整備路線は必要なくなります。3本の道路に883億円もかけるのではなく、その分を不燃化・耐震化の推進に使用すればさらに迅速に進めることができます。

第3に、交通の円滑化の必要性がないことです。国の交通センサスでも、29号線と関わる中原街道、山手通り、第二京浜、環状七号線は軒並み交通量が下がり続けています。混雑緩和のためと区も説明しますが、新たに道路を造れば、より車の使用が喚起され、混雑が生まれることになります。さらに、住民説明会では交通の円滑化について一度も説明されておらず、認可申請時に交通の円滑化が第1の理由とされたのは区民を欺くものです。夕方に車両通行を規制している商店街など、地域に車を呼び込む特定整備路線は必要ありません。

第4に、買収用地は切実な住民要望の実現のために活用すべきだからです。買収用地はアスファルト舗装され、フェンスが設置されて中に入れなくなっています。それが商店街では活気をなくし、ほかのところでも「空いているのにもったいない」との声が上がります。商店街の要望を受け、現在広場として暫定活用されているところもあり、さらに活用を進めるべきです。また、名古屋市では、工事していた道路を住民の要望を受けて廃止し、道路用地を公民館や学童保育、公園などに活用しています。品川区には、障害者グループホームや保育園、特養ホーム、ユースクリニックなど足りない施設がたくさんあります。こうした活用ができたならどれだけ困っている区民の希望につながるでしょうか。特定整備路線を廃止すれば住民要望を実現できる土地に早変わりです。路線の廃止こそ東京都に働きかけるべ

きです。住民を犠牲にするのではなく、立ち退かずとも防災力を高められる住宅の不燃化・耐震化へ転換し、買収した土地は住民要望のために活用すべきです。

以上のことから特定整備路線は廃止すべきです。住民の生活を守り、さらなる防災対策の強化へ、各議員の皆さんに本陳情への賛同を呼びかけまして、賛成討論を終わります。ありがとうございました。

(拍手)

○議長（渡辺ゆういち君） 以上で討論を終わります。

これより採決に入ります。

本件につきましては、起立により採決いたします。

本件に対する委員長報告は不採択であります。

令和5年陳情第42号について採決いたします。

本件陳情を採択することに賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

○議長（渡辺ゆういち君） 起立少数であります。

ご着席願います。

よって、本件陳情は、不採択とすることに決定いたしました。

次に、日程第25を議題に供します。

日程第25

請願・陳情審査結果報告（6）

○議長（渡辺ゆういち君） 建設委員長から報告願います。

[新妻さえ子君登壇]

○建設委員長（新妻さえ子君） ただいま議題に供されました日程第25、請願・陳情審査結果報告（6）の内容として、11月27日の建設委員会における審査の経過および結果をご報告申し上げます。

本件は、令和5年陳情第49号、品川区にベンチ設置場所を増やす陳情であり、11月24日の本会議において当委員会に審査を付託されたものであります。

本陳情の趣旨は、区内に新たにベンチが設置できる場所を精査し、設置を求めるものであります。

初めに、理事者に説明を求め、理事者より、区内には、町なかには腰を下ろして一休みできる、また、まちのサイン的要素も併せ、周囲の景観にも調和するものとして、平成8年度よりしながわお休み石を設置している。これまで道路を中心に289基を設置してきており、設置に当たっては、やさしいまちづくりに賛同する区民等の寄附を募り、設置費用の一部を充当する枠組みで進めてきた。設置場所については、区民の声を頂きながら検討し、設置を進めてきているとの説明がありました。

続きまして、質疑に入り、委員より、歩道がない道路へのベンチの設置についてなどの質疑があり、理事者より、設置に当たっては道路管理者の占用許可が必要になるが、これまで歩道がない道路にベンチを設置した実績はない。歩道がない道路においては、車両等の通行に支障を来すということで占用の許可が下りないことが考えられるなどの答弁がありました。

質疑終了後、本陳情の取扱いについてお諮りしたところ、結論を出すこととなったため、採決を行いました。

採決の結果、令和5年陳情第49号は、賛成少数により不採択にすべきものと決定いたしました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（渡辺ゆういち君） 建設委員長の報告にご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺ゆういち君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

本件につきましては、1名の方から討論の通告があります。

ご発言願います。やなぎさわ聡君。

〔やなぎさわ聡君登壇〕

○やなぎさわ聡君 令和5年陳情第49号、品川区にベンチ設置場所を増やす陳情について賛成討論をさせていただきます。

議員の皆さん、ほっと一息つけるベンチっていいと思いませんか。

〔「思うよ」と呼ぶ者あり〕

○やなぎさわ聡君 ありがとうございます。ベンチの役割は、休息の場、憩いの場、集いの場であり、居心地のいいまちづくりにおいてとても重要な存在です。また、行政にとっても区民にとっても様々なメリットがあります。

まず、介護予防の観点で考えたとき、品川区ではフレイル予防に力を入れています。フレイルとは、日本語訳で虚弱と呼びます。健康な状態と介護状態の中間に位置し、身体機能や認知機能の低下が見られる状態で、こういった方の健康寿命を延ばす取組に品川区は力を入れております。令和4年度では主に8つのフレイル予防事業を行い、延べ2万人が参加されております。この区を取組を評価し、ますますの注力をお願いする一方で、外出することは、歩くことで歩行のトレーニングになり、人と会話・交流することで楽しみの創出、脳の活性化につながる。買物することで計算や思考力の訓練にもつながります。長時間の歩行に不安を感じ始めた高齢者にとって、外出のきっかけ、後押しになるのがまさにベンチの存在です。私が勤務していた介護施設では、高齢者の方から、近所のスーパーに買物に行くときに、途中でどこにベンチがあって、どこで休むか決めている。ベンチの存在は助かる。また、休憩場所がないと困るから、仕方なく座れるタイプのシルバーカーを引いて外出するといった声を複数の方から聞いたことがあります。以上のように、ベンチの存在は高齢者にとって外出の機会をつくり、行動範囲を広げ、健康寿命を延伸する効果があります。また、赤ちゃんや小さいお子さんを連れている保護者の方や障害のある方、そのほかでも長時間の歩行にハンディキャップがある方にとっても必要であり、やさしいまちづくりに不可欠なものです。それはまさに区が推し進めている、社会的に全体を包み込み、誰一人排除しない、すなわちインクルージョンの理念そのものではないでしょうか。

次に、金銭面で考えたとき、ベンチは設置するときの初期費用とその後の少しのメンテナンス費用だけでフレイル予防が実現でき、医療費や介護給付費の抑制にもつながり、中長期的に区の歳出削減にもつながると思います。また、区民にとっても、例えば、買物や通院の道中で疲れてしまってベンチで休みたい。そう思ったときに、近くにベンチがないと飲食店に入って休むことも想定され、これは、つまり、有料で休憩する場所を購入することとイコールです。余計な出費がかさんでしまうのは経済的に余裕がない方にとっては特に厳しいことであり、それは、つまり、生活圏の外出でさえも経済格差によって制限されてしまうことを意味しております。誰でも無料で使える休息の場であるベンチの存在は、区民のお財布にも優しい、まさにやさしいまちづくりに不可欠なのです。

また、我々議員においても他人事ではありません。小さいお子さんのいるパパ、ママの議員、けがや

病気、筋力低下などの様々な理由で長時間の歩行が困難な議員もいらっしゃるかもしれません。実は私も仕事、スポーツのけがによって左膝に時限爆弾を抱えております。今は生活に支障はありませんが、年齢を重ねるといずれ長時間の歩行が困難になる可能性もあります。つまり、議員の皆様におかれましても自分事として捉えていただきたいと考えております。

他方で、ベンチを置くことよってのデメリットも承知しております。たむろする、ごみを放置するなど利用マナーの問題によって撤去されるベンチがあるということも伺っております。ただ、マナーが守れない人がいるから撤去という簡単な図式で考えてしまうと、世の中の様々なことに制限がかかってしまいます。ベンチの存在が根本的な問題なのか。また、マナーを守らない個人の問題ではないか。対策は打てないのか。そういった丁寧な議論が必要ではないでしょうか。というのも、ベンチの利用者の方のほとんどはマナーを守っており、多くの方がベンチの存在によって様々な生活上の利益を享受しています。ごく少数のマナーの悪い方に焦点を当てて撤去してしまうというのは非常にもったいないことだと感じております。

品川区では、ベンチを設置するお休み石事業は、区の取組として、そして区民の寄附によって、現在、区内289か所に設置されており、その存在は区民に親しまれております。非常にすばらしい事業だと思います。ただ、残念なことに直近5年間は維持管理に努めており、数は増えていないとのこと。高齢化が進む昨今需要は確実に高まっているので、区の推し進めるインクルージョンの理念の下に積極的なベンチの増設をお願いし、私、やなぎさわ聡の賛成討論とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（渡辺ゆういち君） 以上で討論を終わります。

これより採決に入ります。

本件につきましては、起立により採決いたします。

本件に対する委員長報告は不採択であります。

令和5年陳情第49号について採決いたします。

本件陳情を採択することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡辺ゆういち君） 起立少数であります。

ご着席願います。

よって、本件陳情は、不採択とすることに決定いたしました。

次に、日程第26を議題に供します。

日程第26

請願・陳情審査結果報告（7）

○議長（渡辺ゆういち君） 文教委員長から報告願います。

〔つる伸一郎君登壇〕

○文教委員長（つる伸一郎君） ただいま議題に供されました日程第26、請願・陳情審査結果報告（7）の内容として、11月27日の文教委員会における審査の経過および結果をご報告申し上げます。

本件は、令和5年陳情第45号、品川区立学校図書館の充実に関する陳情で、11月24日の本会議において当委員会に審査を付託されたものであります。

本陳情の趣旨は、品川区立学校図書館において学校司書を毎日配置することを求めるものであります。初めに、理事者に説明を求め、理事者より、区では、学校図書館支援のため、委託事業により学校図書館運営支援スタッフを配置する事業を行い、現在、全校に週15時間、年間735時間、学校図書館現場の支援を行っている。また、各学校の自主性、主体性に基づき、学校図書館事業の実施のため、学校図書館運営支援スタッフ、学校図書館ボランティア等が協力し、学校とともに学校図書館の運営の充実に当たっている。令和5年度から令和9年度の5年間の業務委託による安定した支援スタッフの配備については、昨年度末、総合評価方式による業者選定を行ったところである。学校図書館支援スタッフの配備に関しては、週15時間、年間735時間の時間数に変更はないが、業者選定に当たり、新たな事業者について、司書等の資格を持つ者とするなどの資格要件を付しており、支援内容の充実に図った次第である。学校図書館運営支援スタッフの配備については、今後も機会をうかがいながら検討していくとの説明がありました。

続きまして、質疑に入り、委員より、1、学校図書館運営支援業務の委託契約先である事業者名について、2、区で定めている学校図書館運営支援スタッフの具体的な資格要件についてなどの質疑があり、理事者より、1の学校図書館運営支援業務の委託契約先である事業者名については、TRC・ウーヴ・リブネットの3者に業務を委託している。2の区で定めている学校図書館運営支援スタッフの具体的な資格要件については、司書、司書補、司書教諭のいずれかの資格を有する者、または学校図書館、区立等の公共図書館で児童・ティーンズ担当として3年以上勤務経験を有する者、もしくは同等の能力または経験があると認められる者を資格要件として定めているなどの答弁がありました。

質疑終了後、本陳情の取扱いについてお諮りしたところ、結論を出すこととなったため、採決を行いました。

採決の結果、令和5年陳情第45号、品川区立学校図書館の充実に関する陳情は、賛成少数により不採決にすべきものと決定いたしました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（渡辺ゆういち君） 文教委員長の報告にご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺ゆういち君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

本件につきましては、1名の方から討論の通告があります。

ご発言願います。安藤たい作君。

〔安藤たい作君登壇〕

○安藤たい作君 日本共産党品川区議団を代表して、陳情第45号、品川区立学校図書館の充実に関する陳情に対する賛成討論を行います。

本陳情は、区立小中学校の学校図書館に配置されている学校司書を現状の2.5日15時間から週5日30時間に増やし、毎日配置することを求めるものです。

現役の図書館司書や司書教諭OB、図書館ボランティア、利用者などが加わり、制度充実の運動に粘り強く取り組んでこられた品川の学校図書館を考える会から1,226名の署名とともに提出されました。

今年は学校図書館法公布70年の節目の年にも当たります。学校図書館は同法で設置が義務づけられている施設です。文科省の学校図書館ガイドラインにおいて、司書の存在は、図書館を運営していくための専門的・技術的職務に従事するとともに、図書館を活用した授業や教育活動を教員とともに進めるこ

とが望ましいとされています。学習指導要領でも計画的に学校図書館を活用し情報活用能力を育成することがうたわれ、小中の教科書でも学校図書館の利活用、情報活用教育にページが割かれ、授業での図書館の活用が求められています。学校図書館司書の役割は大変大きくなっているのです。だからこそ他区ではこの間、荒川、葛飾、杉並、世田谷、港、足立で週5日、渋谷、中野、文京、大田で週4日など配置時間を増やしてきています。品川での学校司書配置の導入は、当時の関係者の熱意もあり、2005年と比較的早いものでしたが、この間増えずに推移し、現在では時間数で23区でも10から13番目だと図書館長も認めています。学校図書館が担うべき新たな役割にふさわしく配置時間を増やしていくべきときです。このような学校図書館の多様で重要な役割を果たす上で学校司書の週5日の配置は必要であり、以下、賛成理由を2点述べます。

1点目は、図書館を活用した授業支援を行う点で必要だという点です。前述したとおり、多様な資料を比較、選択し、読み取る力の育成には、本を知り、本と人を結ぶ専門家である学校司書の存在は重要です。司書は、実際にレファレンス、教員の選書への助言や情報提供、児童・生徒に対する授業の導入における読み聞かせやブックトークなどの様々な授業支援業務を行っています。ところが、週2.5日15時間の配置では、学級数が多い大規模校になればなるほど、子どもにとってはこうした司書の支援を受けた授業を受ける回数が少なくなってしまうのです。これでは教育環境に差が生じてしまうことになります。求められる司書の仕事を十分に行える時間数の確保はどこでも必要であり、大規模校からでも計画的に週5日に増やしていくべきです。

2点目は、常に開いて、誰でも相談、訪れることのできる図書館を実現するために必要だという点です。品川区では、地域の図書館ボランティアも含め学校図書館を運営していると説明されています。しかし、学校や地域によりボランティアさんの確保、配置状況はばらつきがあるのも事実です。司書教諭の配置も39名に限られています。中心となる学校司書が週2.5日のみの配置では毎日朝から放課後まで学校図書館を開けていくことは難しい状況です。実際に必要なときに鍵を受け取り開館するという実態もあります。また、品川の不登校の児童・生徒数は急増しています。教室には行けないが、本は好き、図書館には通える。そうした子どもたちにとって、いつでも開いていて、いつ来てもよく、なじみの大人がいて見守ってもらえる、声をかけてもらえることが安心の居場所となります。全ての学校で子どもも先生も気軽に立ち寄り、いつでも開くことのできる常時開館の実現するため、時間数を増やすべきです。

以上、賛成理由を述べてまいりましたが、委員会審査では、学校図書館や学校司書の役割は重要だとの意見が委員から相次ぎました。であるならば、どうしたらその充実が図れるか、毎日の配置が可能になるか、それを提案し、迫っていくのが私たち議会の役割ではないでしょうか。今年度から5年間の委託契約を結んだばかりだから変更は難しいとの反対意見がありました。しかし、実際の契約書の契約期間は1年となっています。5年連続して受託することを前提に総合評価方式で選定したと言いますが、次年度の契約に当たり時間数を拡大する提案や相談ができないわけがありません。図書館長も繰り返し、司書の配備については機会をうかがいながら検討していきたいとも述べており、子どもに必要なことであるならば必要な契約内容の見直しを臨機応変に提案すべきだと思います。

また、週5日にすると予算が2.5倍になるが、その財源をどうするのかという意見、特別支援の支援員拡充のほうが優先順位が上ではないかとの意見もありました。しかし、子どもたちにとって必要なことであるなら、特別支援であっても学校図書館司書であっても予算をつけ、両方とも行うべきです。週5日配置に新たに必要となる財源は今年度の予算書から1億7,000万円余と試算されますが、2022年度決算で品川区の財政は63億円の黒字、今年も基金に49億円余を積み増し、基金総額は980億円余に上り

ます。また、今年度予算を昨年度予算と比べても、このわずか1年で特別区民税、地方消費税、財政調整交付金を合わせて計72億5,000万円の増収となっています。子どもたちの学びと心の支援のために出せるお金は十分にあるのです。

今年4月は5年に1度行ってきた学校図書館の業務委託契約の更新に当たるタイミングでした。図書館長は、質疑の中でも、今回の新たな契約に当たり、昨年度から図書館部会の校長先生など現場に聞き取りを行い、勤務日数を増やすことを予算要望してきたと言います。しかし、最終的には全体の予算の配分の中で見送られ、実現することはありませんでした。区長はこの4月から小中学校給食の無償化に踏み出しました。新たに増やした予算は11億円でした。どうか学校図書館司書のかげがえのない役割を区長にもご理解いただき、その充実を、一日も早い毎日の学校司書配置を実現していただきたいと思えます。

そして、議員の皆さん、陳情を採択し、区民から願われ、現場からも要望されている学校図書館司書の5日配置の実現を区長部局に迫っていかうではありませんか。陳情への賛成を重ねて呼びかけまして、私の討論を終わります。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（渡辺ゆういち君） 以上で討論を終わります。

これより採決に入ります。

本件につきましては、起立により採決いたします。

本件に対する委員長報告は不採択であります。

令和5年陳情第45号について採決いたします。

本件陳情を採択することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡辺ゆういち君） 起立少数であります。

ご着席願います。

よって、本件陳情は、不採択とすることに決定いたしました。

次に、日程第27を議題に供します。

日程第27

請願・陳情の付託

○議長（渡辺ゆういち君） 期日までに受理いたしました陳情は、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

次に、日程第28を議題に供します。

日程第28

常任委員会・議会運営委員会・特別委員会議会閉会中継続審査調査事項

○議長（渡辺ゆういち君） 本件につきましては、お手元に配付の請願・陳情継続審査件名表および特定事件継続調査事項表のとおり、各所管の委員長から閉会中も審査・調査を要する旨の申出がありました。

お諮りいたします。

各所管の委員長からの申出のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺ゆういち君） ご異議なしと認めます。

よって、各所管の委員長からの申出のとおり決定いたしました。

以上で本定例会の日程は全て終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

これをもちまして令和5年第4回品川区議会定例会を閉会いたします。

○午後3時27分閉会

議 長	渡 辺	ゆういち
署 名 人	せ お	麻 里
同	高 橋	しんじ